

第 395 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月 12 日 13 時 30 分～15 時 12 分

2. 開催場所 対馬振興局本館1階 第1会議室

3. 通知年月日 令和7年5月1日

4. 告示年月日 令和7年5月1日

5. 出席者

(委 員)二宮 昌彦、船津 博也、豊田 功己、植木 忠勝、部原 政夫、
宮崎 義則、阿比留 和秀、神田 満男、曾場尾 雅宏、松尾 裕隆
(事務局)坂口事務局長、市山事務局次長、阪口係長
(県)対馬振興局水産課 野垣技師

6. 欠席者 なし

7. 傍聴者 なし

8. 議 題 第1号議案 会長及び会長代理の互選について
第2号議案 長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について
第3号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について

9. その他

10. 議 事

(13 時 30 分 開始)

事務局 ただ今より、第 395 回対馬海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

事務局長 議事に入ります前に、委員会を休会し、事務的な部分である委員の席順決定、それから委員及び事務局の紹介、海区漁業調整委員会の性格と権限等の説明、会長選出までの仮議長の決定までを事務局の方で進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員 (異議なし)

(休 会)

事務局長 議事に入る訳ですが、漁業法施行令第 13 条第1項に、会長が会務を総理するとあり、また漁業法第 137 条第2項に「会長は委員が互選する」と規定されておりますが、会長が決まるまで、仮議長により進めてまいりたいと思います。仮議長を事務局で指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 (異議なし)

事務局長 ご異議ないようですので、前期会長の部原委員に仮議長をお願いいたします。部原委員、仮議長席をお願いします。

仮議長 委員会を再開します。

ご指名によりここに座ることとなりましたが、スムーズに会長が選任されますよう、皆様のご協力をお願いします。

それでは、第1号議案「会長及び会長代理の互選について」を上程いたします。ここで、本委員会を休会し、協議会で協議してはいかがでしょうか。

委 員 (異議なし)

仮議長 それでは委員会を休会し、協議会といたします。

(協議会)

仮議長 それでは、委員会を再開します。

阿比留委員 会長には植木委員、会長代理には二宮委員を推薦します。

仮議長 ただ今、会長に植木委員、会長代理には二宮委員が推薦されましたが、ご意見等ございませんか。

委 員 (意見なし)

仮議長 他にご意見もないようですので、会長には植木委員、会長代理には二宮委員とすることに決定してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

仮議長 ご異議もないようですので、第1号議案「会長及び会長代理の互選について」は、会長には植木委員、会長代理には二宮委員を決定いたします。

以上で私の役を終わりにして、新会長に引き継ぎたいと思います。ご協力ありがとうございました。

事務局長 それでは、会長と会長代理が決定しましたので、会長は会長席へ、末番である⑥番の宮崎委員は⑦番の席へ移動願います。まず会長と会長代理お二人にごあいさつをお願いし、その後は、会長に議事を進めて頂きます。

会 長 皆様の協力を得ながら、一生懸命長崎県のため、対馬のためになるように、協議をしていって、良い結果が得られるように努力してまいりますので、よろしくお願い致します。

会長代理 会長代理に推薦いただいた二宮です。微力ではありますが 4 年間よろしくお願い致します。

会 長 次の議事に入ります前に、事務局と打ち合わせをさせて頂きたいので、10分ほど休会いたします。

(休 会)

会 長	委員会を再開いたします。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思いますが、当委員会規程第5条第2項により、会長が指名した2人以上の出席委員が議事録署名人となる旨規定されております。 つきましては、席順に従い指名していくことでよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、松尾委員と二宮委員にお願いいたします。 続きまして、第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について」を上程します。協議会で検討した上で議決したいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、委員会を休会し、協議会といたします。 (協議会)
会 長	委員会を再開します。 第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について」ご意見ございませんか。
阿比留委員	長崎県連合海区漁業調整委員会委員に神田委員を推薦します。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員	(意見なし)
会 長	他にご意見もないようですので、長崎県連合海区漁業調整委員会委員には神田委員とすることに決定してよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは第2号議案については、長崎県連合海区漁業調整委員会委員に神田委員を選出することに決定します。 続きまして、第3号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会の都道府県互選委員の互選について」を上程します。協議会で検討した上で議決したいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、委員会を休会し、協議会といたします。 (協議会)

会 長	委員会を再開します。 第3号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会の都道府県互選委員の互選について」ご意見ございませんか。
宮崎委員	植木会長を推薦します。
会 長	他にご意見はございませんか。 (意見なし)
会 長	他にご意見もないようですので、日本海・九州西広域漁業調整委員会には植木委員を候補者とすることに決定してよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは第3号議案については、日本海・九州西広域漁業調整委員会の候補者として植木委員を選出することに決定します。 続きまして、その他の件に移ります。 その他(1)「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告(対馬海区)」について(報告)」について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容については、対馬振興局水産課より説明をいたします。 (対馬振興局水産課 概要説明)
会 長	委員の方から何かございませんか。
松尾委員	3つ教えてほしい。まずは資源の管理状況で、環境保全で海岸清掃や水質の管理などがされているが、具体的にどのようなことがされているか。水質悪化が懸念されている場合には何か具体的な措置をとるのか。生簀の中の活け込み数を確認する手段について、そして、その精度はどの程度のものか教えてほしい。漁場の活用の状況で放棄予定の場所とあるが、それはどういう場所なのか。以上3つです。
事務局	3つ目の漁場の活用状況の放棄予定場所がどういう場所かということについて、お答えします。対馬は8の字型の島であり、そのくびれの部分に浅茅湾という、リアス式の湾があります。そこにはアコヤ貝、真珠貝が養殖されており、区画漁業権が設定されている場所があります。例えば、そういった箇所であった事例では、経営がうまくいけなくなり、事業撤退をする見込みとなった結果、放棄予定となることがあります。
松尾委員	共同漁業権の場合はどうなのか。
事務局長	共同漁業権で行う漁業で、ぶり飼付け漁業というものがあり、昨今の操業状況等を踏まえ、放棄検討中となっています。

事務局次長	一つ目の環境保全について、区画漁業権が設定されているところには基本的に漁場改善計画が設定されており、溶存酸素や硫化水素などの水質や泥質が計測され、基準を超えていないか漁場環境が確認されていくようになっています。
松尾委員	それは年に何回もされますか。どれくらいの頻度ですか。
事務局次長	例えば、浅茅湾のマグロ養殖漁場については年に複数回行われています。
松尾委員	全域に渡ってなされているというわけではないですね。
事務局次長	区画漁業権が免許されている中で漁場改善計画で養殖漁場環境の維持・改善に図るということとなっています。漁業権者はその義務を負い、環境に配慮しながら、漁場利用が図られている状況です。
松尾委員	水質が悪化するなどし、漁場環境が悪化した場合、利用が制限されることはありますか。
事務局次長	持続可能な養殖を確保していくため、漁場改善計画において、水質等の各種指標ごとに基準を設け、漁場環境の維持・改善を図っていくことになっております。
事務局次長	2つ目のクロマグロの活け込み尾数の確認方法についてですが、クロマグロは国際資源であり、漁獲から生簀への活け込みまで、漁業権者により厳しく尾数管理がなされています。それが県に報告されております。
松尾委員	ということは、具体的な尾数については漁協が把握しているということでしょうか。具体的な数量を確認する方法を教えてください。
事務局次長	正確な数字を報告する必要があるので、活け込む稚魚について仕入れ業者からの数字を管理するなどし、県へ報告することとなっている。
松尾委員	死魚についても管理がなされているということでしょうか。例えば、今から生簀に行って、この生簀には何匹いるということはおわかりいただけますか。
宮崎委員	クロマグロについてはわかります。対馬の場合 8-9 割は漁船が釣ってくる。それを一匹一匹数えて、生簀に放流し、その数を漁協に報告し、それを県に報告している。対馬だけでも業者が十何社あります。漁協職員や県の職員の立ち合いは一業者であれば可能かもしれませんが、職員数の関係でほぼ不可能です。そのために、業者自ら活け込み尾数を確認します。更に死魚が出た場合は浮いてくるので一匹一匹カウントします。最後は出荷のタイミングで例えば、活け込み尾数 3000 匹のところに、3001 匹になっているということはまずありえない。現場では帳面につけて、厳格に把握されています。
松尾委員	個人による管理ができているということが前提で、管理がなされているということですね。

曾場尾委員	質問よろしいでしょうか。区画漁業権の放棄をする理由は、その場所の状況が悪いから、放棄するという事なののでしょうか。漁業従事者が減っていくことが原因という認識を持っていましたがいかがでしょうか。
事務局長	共同漁業権は第3種ということで、飼付け漁業でございます。同じ場所にイワシを撒いて、ブリを居つかせて、それを採捕するという漁法でございます。近年、イワシの高騰やブリの単価の下落により、今、操業できていない状況です。そういう実態があるので、放棄も含めて、検討していくという状況です。もう一つ区画漁業権については、人が減ってきているのも一つの原因かもしれませんが、規模を縮小したり、病気になりにくい所や潮の早い所に計画的に集まったりしていることで、減っている状況です。
曾場尾委員	放棄した箇所には新規に人が入ってきて養殖をするということはあるのですか。
事務局長	可能性としてはあると思います。
曾場尾委員	もう一点、質問です。今回令和4年度の報告がなされましたが、3年経っているが理由はありますか。
対馬振興局 水産課	全漁業権者からの報告が提出されるまで、指導に時間を要したためです。昨年度、令和3年～5年度の3年分、全漁業権者から報告は提出されたが、漁場が適切かつ有効に活用されているか集計に時間を要している状況です。
曾場尾委員	集計に時間がかかるということですね。ありがとうございました。
事務局次長	今回は令和4年を報告しましたが、令和5年分については集計に時間がかかっておりまして、報告が遅れております。令和6年についても、提出され次第、集計作業を行うところです。周回遅れになっておりますが、何とかリカバリーしながら対応しているところです。
曾場尾委員	わかりました。参考までにもう一点。先ほどのクロマグロの件で、今活け込んだマグロが死んでしまう割合は減っているのでしょうか。昔は難しくて、よく死んでしまうという話を聞いていたが、今は活け込んだ魚を100%出荷できるようになったのか。
宮崎委員	2割は死にます。死んだ魚、生きている魚でそれぞれ管理がなされています。
松尾委員	3年分とかそんなに遅れるんですか。
事務局次長	令和2年3月の漁業法改正により、報告義務が課せられました。そういったことから、周知はされていたものの、実際の報告方法や様式への記載方法に慣れておらず、指導にも時間を要したところです。すでに令和5年度分の報告も受けておりますし、これから令和6年度分も報告を求めていくところでありますので、今後は遅れないようにしていきたいと考えています。

松尾委員	現状把握をしなければいけないはずなのに、タイムラグが非常に大きいなと感じたところです。
事務局次長	クロマグロの漁獲管理は厳格に管理されております。週ごとの報告をするなどしております。今回の漁業権の資源管理の状況等の報告においては、申し訳ないと思っております。一方、漁業におけるクロマグロの漁獲量やその上限値までの管理は厳格に行っています。
松尾委員	養殖マグロはよく死ぬのですね。
宮崎委員	最低でも 2, 3 割。8, 9 月盆を過ぎたら、色んな病気が流行りだす。その時期に多くて 50% 死にます。1000 匹活け込んで、700 匹出荷出来たら、かなり成績が良いと判断されます。
会 長	今は前と比較し、薄飼いするようになったから、成績はよくなったのではないか。
宮崎委員	夏場の水温が 30 度になるようになっているから、厳しい。
松尾委員	よく知らないのです。
会 長	初めてだからしょうがないです。
松尾委員	教えていただきたい。
宮崎委員	20% はないだろう、3 年たつと 30% 死ぬことになるだろう。出荷には 3 年かかります。
阿比留委員	秋口に活け込むと 4 年かかります。
松尾委員	わかりました。ありがとうございました。
会 長	他にご意見はございませんか。
委 員	(意見なし)
会 長	特にご意見もないようですので、これをもちまして、第 395 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。
	<閉 会>

(15 時 12 分 終了)